（別紙　1　－　1）

【負担割合1割】

○デイサービス（要介護の方）**１日当たりの利用料**

（７～８時間ご利用）

円/日

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 7,936 円	要介護度2 9,380 円	要介護度3 10,877 円	要介護度4 12,352 円	要介護度5 13,828 円
2. うち、介護保険から給付される金額（9割）	7,142 円	8,442 円	9,789 円	11,116 円	12,445 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	794 円	938 円	1,088 円	1,236 円	1,383 円
4. 食　費	昼食　600　円・おやつ　130　円				
5. 自己負担額合計（3+4）	1,524 円	1,668 円	1,818 円	1,966 円	2,113 円

○指定第一号通所事業（通所型サービス）**1カ月あたりの利用料**

円/日

	要支援1	要支援2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	18,950　円	38,165　円 ※週に1回利用の場合　18,950 円
2. うち、介護保険から給付される金額（9割）	17,055　円	34,348　円 ※週に1回利用の場合　17,055 円
3. 自己負担額合計（1-2）	1,895　円	3,817　円 ※週に1回利用の場合　1,895 円

上記の他に、食費：昼食600円、おやつ130円をご負担頂きます。

（別紙　1　－　2）

【負担割合1割】

○サービス加算利用料金表　　円/日

		サービス利用に係る自己負担額（1割）		
		要介護の方（1日につき）	要支援の方（1日につき）	
サービス名		要介護1～5	要支援1	要支援2
①	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24 円	93 円	186 円
②	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19 円	76 円	152 円
③	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7 円	26 円	51 円
④	入浴介助加算Ⅰ	43 円	―	
⑤	入浴介助加算Ⅱ	58 円	―	
⑥	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	59 円	―	
⑦	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	81 円	―	
⑧	個別機能訓練加算(Ⅱ)	21 円	―	
⑨	生活機能向上グループ活動加算	―	106 円	
⑩	一体的サービス提供加算	―	506 円／月	
⑪	栄養改善加算	211 円 (3カ月以内2回まで)	211 円	
⑫	口腔機能向上加算Ⅰ	159 円 (3カ月以内2回まで)	159 円	
⑬	口腔機能向上加算Ⅱ	169 円 (3カ月以内2回まで)	169 円	
⑭	若年性認知症利用者受入加算	64 円	64 円	
⑮	中重度ケア体制加算	48 円	―	
⑯	認知症加算	64 円	―	
⑰	生活機能向上連携加算Ⅰ	106 円/月		
⑱	ＡＤＬ維持加算（Ⅰ）	32 円/回		
⑲	ＡＤＬ維持加算（Ⅱ）	64 円/月		
⑳	科学的介護推進体制加算	43 円/月	43 円/月	
㉑	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	21 円/回	21 円/回	
㉒	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	0 円/回	6 円/回	
㉓	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(ロ)	所定単位×12.7%×10.54×0.1円/月		
㉔	介護職員等処遇改善加算Ⅱ（ロ）	所定単位×12.5%×10.54×0.1円/月		
㉕	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×10.5%×10.54×0.1円/月		
㉖	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×8.9%×10.54×0.1円/月		

（別紙1-7）に記載してある各々の算定要件に該当する場合、利用料に加算させて頂きます。

（別紙　1　－　3）

【負担割合2割】

○デイサービス（要介護の方）**１日当たりの利用料**

（７～８時間ご利用）

円/日

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 7,936 円	要介護度2 9,380 円	要介護度3 10,877 円	要介護度4 12,352 円	要介護度5 13,828 円
2. うち、介護保険から給付される金額（8割）	6,348 円	7,504 円	8,701 円	9,881 円	11,062 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,588 円	1,876 円	2,176 円	2,471 円	2,766 円
4. 食　費	昼食　600　円・おやつ　130　円				
5. 自己負担額合計（3+4）	2,318 円	2,606 円	2,906 円	3,201 円	3,496 円

○指定第一号通所事業（通所型サービス）**1カ月あたりの利用料**

円/日

	要支援1	要支援2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	18,950　円	38,165　円 ※週に1回利用の場合　18,950 円
2. うち、介護保険から給付される金額（8割）	15,160　円	30,532　円 ※週に1回利用の場合　15,160 円
3. 自己負担額合計（1-2）	3,790　円	7,633　円 ※週に1回利用の場合　3,790 円

上記の他に、食費：昼食600円、おやつ130円をご負担頂きます。

（別紙　1　－　4）

【負担割合2割】

○サービス加算利用料金表　　円/日

		サービス利用に係る自己負担額（1割）		
		要介護の方（1日につき）	要支援の方（1日につき）	
サービス名		要介護1～5	要支援1	要支援2
①	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	47 円	186 円	371 円
②	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	38 円	152 円	304 円
③	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	13 円	51 円	101 円
④	入浴介助加算Ⅰ	85 円	―	
⑤	入浴介助加算Ⅱ	116 円	―	
⑥	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	118 円	―	
⑦	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	161 円	―	
⑧	個別機能訓練加算(Ⅱ)	42 円	―	
⑨	生活機能向上グループ活動加算	―	211 円	
⑩	一体的サービス提供加算	―	1012 円／月	
⑪	栄養改善加算	422 円 (3カ月以内2回まで)	422 円	
⑫	口腔機能向上加算Ⅰ	317 円 (3カ月以内2回まで)	317 円	
⑬	口腔機能向上加算Ⅱ	338 円 (3カ月以内2回まで)	338 円	
⑭	若年性認知症利用者受入加算	127 円	127 円	
⑮	中重度ケア体制加算	95 円	―	
⑯	認知症加算	127 円	―	
⑰	生活機能向上連携加算Ⅰ	211 円/月		
⑱	ＡＤＬ維持加算（Ⅰ）	64 円/回		
⑲	ＡＤＬ維持加算（Ⅱ）	127 円/月		
⑳	科学的介護推進体制加算	85 円/月	85 円/月	
㉑	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	42 円/回	42 円/回	
㉒	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	11 円/回	11 円/回	
㉓	介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）	所定単位×12.7%×10.54×0.1円/月		
㉔	介護職員等処遇改善加算Ⅱ（ロ）	所定単位×12.5%×10.54×0.1円/月		
㉕	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×10.5%×10.54×0.1円/月		
㉖	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×8.9%×10.54×0.1円/月		

（別紙1-7）に記載してある各々の算定要件に該当する場合、利用料に加算させて頂きます。

（別紙　1　－　5）

【負担割合3割】

○デイサービス（要介護の方）**１日当たりの利用料**

（７～８時間ご利用）

円/日

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 7,936 円	要介護度2 9,380 円	要介護度3 10,877 円	要介護度4 12,352 円	要介護度5 13,828 円
2. うち、介護保険から給付される金額（7割）	5,555 円	6,566 円	7,613 円	8,646 円	9,679 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	2,381 円	2,814 円	3,264 円	3,706 円	4,149 円
4. 食　費	昼食　600　円・おやつ　130　円				
5. 自己負担額合計（3+4）	3,111 円	3,544 円	3,994 円	4,436 円	4,879 円

○指定第一号通所事業（通所型サービス）**1カ月あたりの利用料**

円/日

	要支援1	要支援2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	18,950　円	38,165　円 ※週に1回利用の場合　18,950 円
2. うち、介護保険から給付される金額（7割）	13,265　円	26,715　円 ※週に1回利用の場合　13,265 円
3. 自己負担額合計（1-2）	5,685　円	11,450　円 ※週に1回利用の場合　5,685 円

上記の他に、食費：昼食600円、おやつ130円をご負担頂きます。

（別紙　1　－　6）
【負担割合3割】
○サービス加算利用料金表　　円/日

		サービス利用に係る自己負担額（1割）		
		要介護の方（1日につき）	要支援の方（1日につき）	
サービス名		要介護1～5	要支援1	要支援2
①	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	70 円	279 円	557 円
②	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	57 円	228 円	456 円
③	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	19 円	76 円	152 円
④	入浴介助加算Ⅰ	127 円	―	
⑤	入浴介助加算Ⅱ	174 円	―	
⑥	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	177 円	―	
⑦	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	241 円	―	
⑧	個別機能訓練加算(Ⅱ)	63 円	―	
⑨	生活機能向上グループ活動加算	―	317 円	
⑩	一体的サービス提供加算	―	1518 円／月	
⑪	栄養改善加算	633 円 (3カ月以内2回まで)	633 円	
⑫	口腔機能向上加算Ⅰ	475 円 (3カ月以内2回まで)	475 円	
⑬	口腔機能向上加算Ⅱ	506 円 (3カ月以内2回まで)	506 円	
⑭	若年性認知症利用者受入加算	190 円	190 円	
⑮	中重度ケア体制加算	143 円	―	
⑯	認知症加算	190 円	―	
⑰	生活機能向上連携加算Ⅰ	317 円/月		
⑱	ＡＤＬ維持加算（Ⅰ）	95 円/回		
⑲	ＡＤＬ維持加算（Ⅱ）	190 円/月		
⑳	科学的介護推進体制加算	127 円/月	127 円/月	
㉑	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	63 円/回	63 円/回	
㉒	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	16 円/回	16 円/回	
㉓	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(ロ)	所定単位×12.7%×10.54×0.1円/月		
㉔	介護職員等処遇改善加算Ⅱ（ロ）	所定単位×12.5%×10.54×0.1円/月		
㉕	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×10.5%×10.54×0.1円/月		
㉖	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×8.9%×10.54×0.1円/月		

（別紙1-7）に記載してある各々の算定要件に該当する場合、利用料に加算させて頂きます。

⑩その他介護保険の給付対象とならないサービスの利用料金表

サービスの種類	自己負担額	内容
理髪サービス	実費相当額	月1回委託業者により実施
複写物の交換等	1枚50円	各種証明書等が必要な場合（コピー代含む）
日用品費	実費相当額	日常生活用品の代金（おむつ、嗜好品含む）
特別な食事	実費相当額	通常の食事とは別に提供をした場合
交通費	1㎞につき100円	事業の実施地域以外からの送迎希望があった場合
その他	実費相当額	その他費用が発生する場合にご負担頂く場合があります

（別紙　1　－　7）

○サービス加算利用料金の算定要件

	サービス名	内　容　の　説　明
①	サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	介護福祉士が70%以上又は、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上であること
②	サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	介護福祉士が50%以上であること
③	サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	介護福祉士が40%以上又は、勤続年数7年以上が30%以上であること
④	入浴介助加算Ⅰ	事業所で入浴（シャワー浴を含む）を行うこと。 ※要支援の方の算定はありませんが、入浴サービスはお受け頂けます。
⑤	入浴介助加算Ⅱ	医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。それに伴う入浴計画を作成し、入浴介助を行うこと
⑥	個別機能訓練加算（Ⅰ） イ	理学療法士等を配置し、他職種と共同して個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づき機能訓練を行うこと。
⑦	個別機能訓練加算（Ⅰ） ロ	理学療法士等を配置し、他職種と共同して個別機能訓練計画を作成し、それに基づき項目を準備し理学療法士等が適切に行うこと。概ね週１回以上実施すること。
⑧	個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能加算Ⅰに加えて個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること。
⑨	生活機能向上 グループ活動加算	複数の生活機能向上グループ活動サービスを準備し、利用者の心身の状態に応じたサービスを１週間に１回以上行うこと。
⑩	一体的サービス提供加算	運動機能向上加算を廃止し基本報酬への包括化を行う。運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせて算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直す。
⑪	栄養改善加算	管理栄養士を配置し、低栄養又はそのおそれのある利用者に対して、共同して栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行うこと。栄養改善サービスの提供に当たって必要に応じ居宅を訪問すること。
⑫	口腔機能向上加算Ⅰ	看護師等を1名以上配置し、口腔機能が低下又はそのおそれのある利用者に対して、共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを行うこと。3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定可。
⑬	口腔機能向上加算Ⅱ	加算Ⅰに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、実施にあたり当該情報等の情報、管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
⑭	若年性認知症 利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること。
⑮	中重度ケア体制加算	利用者の総数のうち、要介護３以上の利用者の占める割合が３割以上であること。
⑯	認知症加算	利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が15%以上であること。従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係わる会議を定期的に開催していること。
⑰	生活機能向上連携加算Ⅰ	訪問・通所リハビリテーション事業所、又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師が通所介護事業所を訪問し、その事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。理学療法士等や医師はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行うこと。※3月に1回を限度
⑱	ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）	利用者の総数が10人以上であること。利用者全員等について、ADL値を測定し、測定した月ごとに厚生労働省に提出していること。
⑲	ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）	加算Ⅰに加え、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること
⑳	科学的介護推進体制加算	利用者ごとの、ADL、値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況等に係る基本的な情報を、少なくとも「3月に1回」厚生労働省に提出していること。サービス提供に当たって、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
㉑	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合。※6月に1回を限度
㉒	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。※6月に1回を限度
㉓	介護職員等処遇改善加算 Ⅰ　～　Ⅳ	介護職員の賃金の改善等を実施しており、以下の当該基準の区分に従い、いずれかの加算を算定。 （Ⅳ）は、1/2以上を月額賃金で配分・職場環境の改善・賃金体系等の整備及び研修の実施等 （Ⅲ）は、Ⅳに加え・資格や勤続年数に応じた昇給 （Ⅱ）は、Ⅲに加え・賃金年俸440万円以上が１人以上・職場環境の更なる改善、見える化 （Ⅰ）は、Ⅱに加え・経験技能のある介護職員を一定割合以上配置